

2015 年度第 1 回社員総会において、定款の変更が承認されましたことを報告させていただきます。定款の変更箇所は次のとおりとなります。

	変更前	変更後
第 2 章第 10 条 代議員	この法人の代議員は、次のとおりとする。 (1)選挙代議員 選挙により選出された代議員 (2)学術代議員 専門分野を考慮して会員の中から推薦された代議員	この法人の代議員は、 <u>第 12 条に則り選出された者とする。</u>
第 2 章第 11 条 代議員の定数	選挙代議員の定数は、正会員 100 人に 1 人の割合とする。また、学術代議員の定数は、70 名以内とする。	<u>代議員の定数は、正会員 100 人に 1 人の割合とする。</u>
第 2 章第 13 条 代議員の任期	選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。	選任後 <u>4 年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
第 4 章第 29 条 任期	理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。 2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。 (3 項, 4 項省略)	理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。 <u>ただし、定年を 70 歳とする。</u> 2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。 <u>ただし、定年を 70 歳とする</u> (3 項, 4 項省略)